

# 情報プラザ

羽幌町役場 ☎ 62-1211  
インターネット  
ホームページアドレス  
<http://www.town.haboro.hokkaido.jp/>  
E-メールアドレス  
[seisaku@town.haboro.hokkaido.jp](mailto:seisaku@town.haboro.hokkaido.jp)  
町長室のメールアドレス  
[sawayaka@town.haboro.hokkaido.jp](mailto:sawayaka@town.haboro.hokkaido.jp)  
ご意見お待ちしております

- 町長との語り合いの場  
『ふれあいトーク』  
5人～10人くらいのグループで  
開催日の10日前までに申込みを！
- ☞お問合せ・申込み先  
政策推進課広報広聴係(内線222)
- 出前講座(37講座)  
『ほっと講座はぼろ』  
5人以上の団体やグループが  
主催する学習会等に町職員が  
講師として出向きます
- ☞お問合せ・申込み先  
社会教育課社会教育係(☎ 62-5880)
- ホタルの電話 ☎ 62-1310  
1人でなやんで自分をイジメないで  
かけてみよう『ホタルの電話』

## 市町村合併推進に関する 地域説明会を開催します

道では、現在、自主的な市町村の合併を推進するための「北海道市町村合併推進構想(仮称)」を策定中です。「自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項」や「市町村の現況と将来の見通し」などについて、道民の皆さんにお知らせし、住民自治の視点に立った構想づくりを進めていくために、次のとおり説明会を開催します。

- 日時 / 11月13日(日) 午後1時～3時
- 会場 / 北海道上川合同庁舎3階講堂  
(旭川市永山6条19丁目)
- 内容 / 道企画振興部担当者から「北海道市町村合併推進構想」について説明後、参加者との意見交換を行います。
- 申込 / 自由参加(開催日に会場入り口にて受付)  
定員300名
- ▶詳細・問合せ先 / 留萌支庁地域政策課市町村係  
(☎ 0164-42-1511 内線 2161)

## お知らせ

### 「都市再生街区基本調査」に伴う 測量等実施のお知らせ

この度、国土交通省の実施する「都市再生街区基本調査」の一環として、独立行政法人都市再生機構が、下記のとおり測量等を実施することになりましたので、お知らせします。

- 期間 / 平成17年11月上旬～平成18年3月末(予定)
- 対象地域 / 羽幌町全域
- 作業内容 / 測量作業(現地の踏査、及び街区の角等を測量します。)
- ▶問合せ先 / 都市再生機構 東日本支社 都市再生企画部  
コーディネーターチーム(☎03-5323-2438)

### 国民年金保険料を年末調整や確定申告する際に

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等の証明書の添付や提示が義務付けられました

所得税法等の一部が改正され、平成17年分の所得の申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、一年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付等することが義務付けられました。このため、生命保険会社などから送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書(ハガキ)が、社会保険庁から11月上旬に送付されます。

年末調整又は確定申告の手続きの際は必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。お問い合わせは、社会保険庁から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されるお問い合わせ先をご覧ください。

## 市街地区 除雪サービスの実施について

次のとおり事業を実施しますので、サービスの利用を希望する場合は、お申し込みください。

- サービス実施期間  
平成17年12月(降雪時)～平成18年3月20日まで
- 除排雪サービスの内容  
積雪がおおむね15cm以上となった場合、1日1回玄関前の除雪を行います。  
窓の除雪は必要時のみ行います。(板張りなど、願う場合があります。)  
屋根の雪下ろしは行いませんのであらかじめご了承ください。
- 利用者負担/無料
- 対象となる世帯/おおむね65歳以上の単身世帯・高齢者夫婦世帯など、除雪支援が必要と思われる世帯で、下記～に当てはまらない方。  
近隣住民又は、町内会による除雪支援を得られる方。  
羽幌町内に子が居住している方。  
本人の身体状況などにより、サービスの必要が無いと判断できる方。
- 利用可否の決定  
訪問調査等の内容により審査して可否決定を行います。後日、文書にて結果をご連絡致します。
- ▶ 問合せ・申込先/すこやか健康センター内福祉課在宅介護支援センター係(☎62-6021)  
申込期限/11月1日まで

## 相談

### 11月の各種相談日

- 年金相談  
10日(木)(午後1時～午後5時 役場)  
11日(金)(午前9時～午後12時 役場)  
☎ 北海道社会保険事務局留萌事務所 ☎ 0164-43-7211
- 行政相談  
8日(火)(午前9時～午後12時 役場相談室)  
☎ 町民課総合受付係 ☎ 62-1211(内線104)
- 心配ごと相談  
21日(月)(午後1時30分～午後4時 勤労青少年ホーム)  
☎ 羽幌町社会福祉協議会 ☎ 69-2311

## 加入して老後にゆとり 農業者年金

農業者年金のここがポイント

積立方式の確定拠出型  
長期に安定し安心できる年金。  
税制上でも優遇  
保険料は、全額社会保険料控除。  
保険料の助成制度



認定農業者で青色申告など一定の条件を満たす必要があります。

- ▶ 問合せ、申込は役場農業委員会、JAの窓口まで  
農業委員会(☎62-1211)・JAの窓口(☎62-2141)

## 全国一斉 女性の人権 ホットラインを開設します

全国人権擁護委員連合会及び各都道府県人権擁護委員連合会では、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中(毎年11月12日から同月25日まで)全国一斉に相談日を設け、「女性の人権ホットライン」を通じて、女性の人権相談に応じる活動を実施します。

- 相談日/11月20日(日)
- 時間/午前10時～午後5時まで
- 相談電話番号  
☎ 0166-53-7900  
(この番号は20日以外にも使用されているものです)  
☎ 0166-53-7911  
(この番号は20日だけの臨時回線となっています)
- 相談担当者/人権擁護委員・法務局職員
- その他/相談は無料です。予約も不要です。  
この日は、電話相談のみとなっています。  
(面接相談は行っていません)
- ▶ 問合せ先/旭川地方法務局人権擁護課  
☎ 0166-53-3943

「あっそうだ! 今年の最賃 いくらかな!？」

## 北海道最低賃金

北海道内で事業を営み使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む)に適用される北海道(地域別)最低賃金が次のとおり改正されます。

最低賃金額	時間額 641円
効力発生日	平成17年10月1日

北海道労働局  
労働基準監督署(支署)